

岩手県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
おいかわ歯科医院	釜石市港町二丁目1番1号 イオンタウン釜石3階	平成26年3月12日
有限会社オレンジ薬局	北上市村崎野16地割90番地1	平成26年4月1日
エルム調剤薬局水沢店	奥州市水沢区東大通り一丁目5番31号	〃
柏木医院	奥州市江刺区六日町5番7号	〃
つくし薬局 千厩店	一関市千厩町千厩字石堂13番地13	〃
あじさい薬局	一関市舞川字中里66番地14	〃
小鳥谷診療所	二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷上1番地3	〃
こどもみらいクリニック	花巻市花城町12番14号 花城さくらマンション1階	平成26年4月4日
工藤歯科クリニック	釜石市大町三丁目1番35号	平成26年4月10日
八幡平こどもクリニック	八幡平市大更24地割65番地8	平成26年5月1日